

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	法令番号	平成17年法律第123号	
手続名	育成医療支払差止	根拠条項	第66条第3項	
処 分 基 準	<p>法第66条第1項の規定による報告若しくは提出、提示を命じられた指定自立支援医療機関が、正当な理由がなくこれを拒んだ場合、若しくは虚偽の報告をしたときは、当該指定自立支援医療機関に対する市町の自立支援医療の支払を一部差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。また、正当な理由がなく、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、当該指定自立支援医療機関に対する市町の自立支援医療の支払を一部差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。</p>			
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	こども家庭課 交付 機関 こども家庭課	目次 No.